

# 令和4年度 市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書の書き方(表)

令和4年1月1日現在、仙北市に住んでいる方に、令和3年中の所得等を申告していただくものです。  
 なお、令和3年中に勤務先より給与支払報告書が仙北市に提出されている場合や、ご自身で所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告の必要はありません。  
 ※マイナンバーの記載が必要です。

- 【申告が必要な方】
- 令和3年中に給与や年金のほか、事業(営業・農業等)を営んでいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地、家屋を売った)などの収入がある方
  - 給与所得者で「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されていない方
  - 公的年金受給者で、所得控除等を受けようとする方

- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする方
- 収入のない方や非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付等)のみの方

注1 代理の方が申告する場合は、収入金額や必要経費など内容がわかる方が申告してください。  
 注2 市・県民税と所得税で、所得控除額が異なる控除がありますのでご注意ください。

◎表面の上部「現住所～続柄」を忘れずに記入してください。

あなたの、  
 ・「現住所」…現在お住まいになっている住所を記入してください。  
 ・「1月1日現在の住所」…1月1日時点の住所が現在の住所と異なる場合は記入してください。  
 以下、「業種または職業」「電話番号」「フリガナ」「氏名」「生年月日」「世帯主」「続柄」について記入してください。

17 寡婦控除	260,000円	① 夫、又は妻と離婚した後再婚していない方で、扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別(生死不明)した後再婚していない方で、合計所得金額が500万円以下の方
18 ひとり親控除	300,000円	① 夫、又は妻と死別(生死不明)・離婚した後再婚していない人で、扶養親族(生計を一にする子で総所得金額等が48万円以下の方)を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。 ② 未婚のひとり親の方で、扶養親族(生計を一にする子で総所得金額等が48万円以下の方)を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。
19 勤労学生控除	勤労学生 260,000円	本人が学生・生徒で合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合。
20 障害控除	普通障害 260,000円	本人または配偶者や扶養親族の対象になる方が障害者である場合は、氏名と障害の等級を記入してください。
	特別障害 300,000円	※普通障害者…身障手帳3～6級、療育手帳B級など ※特別障害者…身障手帳1・2級、療育手帳A級など または、65歳以上でその障害の程度が上記と同程度であるとして、市長等の認定を受けている人 ※同居特別障害者…特別障害者で本人や本人と生計を一にする親族のいずれかと同居している人
	同居特別障害 530,000円	

※マイナンバーの記載が必要です。

◎配偶者(特別)控除・扶養控除  
 生計を一にする配偶者・扶養親族で昨年の合計所得が48万円以下である方  
 配偶者・扶養親族の氏名と生年月日を記入してください。  
 ※16歳未満の扶養親族欄について、平成24年度分から16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除が廃止となりましたが、市・県民税の非課税限度額制度等に使用するため記入してください。

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者(S27.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円
扶養控除	一般扶養(H18.1.1以前生)	33万円	
養控	特定扶養(H11.1.2～H15.1.1生)	45万円	
控除	老人扶養	45万円	
除	(S27.1.1以前生)	38万円	
	その他の老人	38万円	

※配偶者控除と配偶者特別控除を併せて受けることはできません。  
 ※マイナンバーの記載が必要です。

◎配偶者特別控除  
 申告者の給与収入(合計所得)合計所得が1,095万円(900万円)以下で配偶者の合計所得が48万円超1,333万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

配偶者の合計所得		控除額	
480,001～1,000,000	330,000	1,200,001～1,250,000	110,000
1,000,001～1,050,000	310,000	1,250,001～1,300,000	60,000
1,050,001～1,100,000	260,000	1,300,001～1,330,000	30,000
1,100,001～1,150,000	210,000	1,330,001～	0
1,150,001～1,200,000	160,000		

申告者の給与収入(合計所得)合計所得が1,095万円(900万円)超1,145万円(950万円)以下で配偶者の合計所得が48万円超1,333万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

配偶者の合計所得		控除額	
480,001～1,000,000	220,000	1,200,001～1,250,000	80,000
1,000,001～1,050,000	210,000	1,250,001～1,300,000	40,000
1,050,001～1,100,000	180,000	1,300,001～1,330,000	20,000
1,100,001～1,150,000	140,000	1,330,001～	0
1,150,001～1,200,000	110,000		

申告者の給与収入(合計所得)合計所得が1,145万円(950万円)超1,195万円(1,000万円)以下で配偶者の合計所得が38万円超123万円以下の場合は、その額に応じて下記の金額が控除できます。

配偶者の合計所得		控除額	
480,001～1,000,000	110,000	1,200,001～1,250,000	40,000
1,000,001～1,050,000	110,000	1,250,001～1,300,000	20,000
1,050,001～1,100,000	90,000	1,300,001～1,330,000	10,000
1,100,001～1,150,000	70,000	1,330,001～	0
1,150,001～1,200,000	60,000		

※マイナンバーの記載が必要です。

### 令和4年度 市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書

表

仙北市長殿	現住所	世帯番号
提出年月日	1月1日現在の住所	宛名番号
年 月 日	フリガナ	業種又は職業
	氏名	電話番号
	世帯主の氏名	個人番号
	続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計	円		
16 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	控除額	障害の程度	級度
20 障害者控除	障害者控除	控除額	障害の程度	級度
21 配偶者(特別)控除・扶養控除	配偶者(特別)控除・扶養控除	控除額		
22 扶養控除	扶養控除	控除額		
23 16歳未満の扶養親族(控除対象外)	16歳未満の扶養親族(控除対象外)	控除額		
24 雑損控除	雑損控除	控除額		
25 医療費控除	医療費控除	控除額		

収入金額等

1 事業	営業等	ア	円
	農業	イ	
2 不動産	不動産	ウ	
	配当	オ	
	給与	カ	
3 雑所得	公的年金等	キ	
	業務	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
	長期	カ	
	一時	シ	
4 所得	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合譲渡一時	⑪	
	合計	⑫	
5 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	
	寡婦、ひとり親控除	⑯	
	勤労学生・障害者控除	⑰	
	配偶者(特別)控除	⑱	
	扶養控除	㉑	
	基礎控除	㉒	430,000
	⑬から㉒までの計	㉓	
	雑損控除	㉔	
	医療費控除	㉕	
	合計(㉓+㉔+㉕)	㉖	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引く(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※裏面に記載する欄がありますのでご確認ください。

【問い合わせ】  
 仙北市総務部税務課 市民税係  
 電話 0187-43-1117 FAX 0187-43-2365  
 〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内宇宮ノ後30番地

「1収入金額等」「2所得金額等」について

事業	営業等	ア: 卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業及び不動産業、運輸、通信業、サービス業などから生ずる収入、及び、大工、保険外交員、音楽教師、集金人などの事業から生ずる収入 ①: 営業等の所得=総収入金額-必要経費
	農業	イ: 米、野菜、果樹などの栽培及び生産、家畜などの飼育、酪農品の生産などから生ずる収入 ②: 農業所得=総収入金額-必要経費
	不動産	ウ: 貸家、アパート、貸店舗、地代、駐車場などから生ずる収入 ③: 不動産所得=総収入額-必要経費
	利子	エ: 所得税の源泉分離課税の対象とならない特定の利子 ④: 利子所得=収入金額
	配当	オ: 株式や出資の配当などから得た収入 ⑤: 配当所得=収入金額-株式などの元本の取得に要した負債の利子 カ: 給料、賞与、賞金などの収入(収入金額は手取り額ではなく源泉徴収税額や社会保険料等の諸控除を差引く前の金額です。)
雑所得	公的年金等	キ: 給与所得の求め方は別記表を参照してください。 ⑦: 国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金、農業者年金等の年金 ⑧: ※遺族年金、障害者年金等は非課税所得となります。 ⑨: 公的年金等の所得の求め方は別記表を参照してください。
	業務	ク: 原稿料、講演料などの副収入 ⑩: 業務所得=総収入金額-必要経費 ケ: 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引などの収入
	その他	コ: ⑨: その他の所得=総収入金額-必要経費 カ: 譲渡…土地、建物以外の資産(動産)の譲渡により生ずるもの(特別控除50万円) キ: 短期譲渡…取得の日から5年以内に譲渡されたもの ク: 長期譲渡…取得の日から5年を超えて譲渡されたもの ケ: 一時…営利目的の継続的行為から生じたものでなく、労務に対する対価でもなく、一時的な性質を持っているもの(特別控除50万円) ⑪: 総合譲渡一時所得=短期譲渡所得+(長期譲渡所得+一時所得×1/2)

26 雑損控除

災害・盗難・横領などにより住宅や家財など損害を受けた場合の控除額は、次の①、②の算式で計算したいずれか多い方の金額です。  
 ① (損失額-保険金等の補てん額) - (総所得金額等の合計額×10%)  
 ② 災害関連支出-50,000円

27 医療控除

本人や本人と生計を一にする配偶者その他親族のために医療費を支払った場合の控除(最高200万円)  
 医療費控除額=(支払った医療費-補てんされた金額)-10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない金額

28 社会保険控除

年間に支払った社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の額を記入してください。

29 生命保険控除

・平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る控除「新契約」  
 控除額は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分し、それぞれ下記の算式で計算した金額(いずれも28,000円を限度)の合計額(最高70,000円)とする。

支払った金額(A)		控除額	
12,000円以下	(A)の全額	12,001円～32,000円	(A)×0.5+6,000円
32,001円～56,000円	(A)×0.25+14,000円	56,001円以上	一律28,000円

・平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除「旧契約」  
 従前の控除額を適用。控除額は、「一般生命保険料」、「介護保険料」及び「個人年金保険料」に区分し、それぞれ下記の算式で計算した金額(いずれも35,000円を限度)とする。

支払った金額(A)		控除額	
15,000円以下	(A)の全額	15,001円～40,000円	(A)×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	(A)×0.25+17,500円	70,001円以上	一律35,000円

・新契約と旧契約の双方について生命保険料控除の適用を受ける場合  
 「新契約」と「旧契約」双方の支払い保険料について、「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の適用を受ける場合は、それぞれ上の算式により算出した金額(いずれも限度額は28,000円)とし、「介護医療保険料控除」を含めた合計による限度額は70,000円とする。

30 地震控除

家屋・家財に対する地震保険料や旧長期損害保険料(火災保険料、身体障害、入院医療費に対する損害保険料)を支払った場合の控除

①地震保険 … 地震等を原因とする損害を補償する保険  
 ②旧長期損害保険 … 平成18年12月末までに締結した旧長期損害保険(保険期間10年以上で満期返戻金があるもの)にあたるもの

支払った金額(A)		控除額	
50,000円以下	(A)×0.5	50,001円～	一律25,000円
5,000円以下	(A)の全額	5,001円～15,000円	(A)×0.5+2,500円
15,001円以上	一律10,000円		

③両方ある場合 ①より求めた金額+②より求めた金額(最高25,000円)

令和4年度分 市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書の書き方(裏)

6 給与所得の内訳										7 事業・不動産所得に関する事項										裏
①事業所種別										所得の種類										
勤務先										所得の生ずる場所										
所在地										収入金額										円
勤務先名										必要経費										円
事業所番号										青色申告特別控除額										円
収入合計額																				円
②事業所種別										8 配当所得に関する事項										
勤務先										配当所得の種類										
所在地										支払確定年月										
勤務先名										収入金額										円
事業所番号										必要経費										円
収入合計額																				円
③事業所種別										9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項										
勤務先										種 目										
所在地										収入金額										円
勤務先名										必要経費										円
事業所番号																				
収入合計額																				円
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項										11 事業専従者に関する事項										
総合譲渡										1 氏名										
短期										続柄										
長期										生年月日										
一時										専従者給与(控除)額										
収入金額										個人番号										
必要経費										従事月数										
差引金額(収入金額-必要経費)										2 氏名										
特別控除額										続柄										
所得金額(差引金額-特別控除額)										生年月日										
										専従者給与(控除)額										
										個人番号										
										従事月数										
右上のイの金額を表面の1に、ロの金額を表面の2に、ハの金額を表面の3に、右のこの金額を表面の4の所得金額欄へ記入してください。										3 氏名										
合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]										続柄										
										生年月日										
										専従者給与(控除)額										
										個人番号										
										従事月数										
										所得税における青色申告の承認の有無										
										承認あり・承認なし										
										合計額										
12 別居の扶養親族等に関する事項										13 事業税に関する事項										
1 氏名										非課税所得など										
続柄										所得金額										円
住所										課税標準額										円
個人番号										課税標準額の特例適用前の不動産所得										円
2 氏名										事業用資産の譲渡損失など										円
続柄										資産の種類										円
住所										損失額、被災損失額(白)										円
個人番号										前年中の開設業										開始 月 日 廃止
3 氏名										他都道府県の事務所等										<input type="checkbox"/>
続柄																				
住所																				
個人番号																				
14 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項										15 寄附金に関する事項										
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式譲渡所得割額を書き入れてください。										都道府県、市区町村分(特別控除対象)										円
配当割額控除額										条例指定分										円
株式等譲渡所得割額控除額										都道府県										円
										市区町村										円
16 所得金額調整控除に関する事項										その他の事項・備考欄										
フリカナ										配当に関する住民税の特例										円
氏名										農業										円
続柄										分離肉用牛										円
生年月日										免税所得										円
特別障害者に該当する場合																				
級 度																				
別居の場合の住所																				

- 給与所得の内訳  
日給などの給与所得のある人で源泉徴収税額のない方は、収入金額の内訳を記入してください。
- 事業・不動産所得に関する事項  
事業所得、不動産所得のある方は、営業・農業・不動産のいずれかを「所得の種類」欄へ記入し、種類毎に所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等を記入してください。  
なお、事業専従者がいる方は、「11 事業専従者に関する事項」に記入してください。
- 配当所得に関する事項  
配当所得がある方は、会社名と支払確定月、収入金額等を記入してください。
- 雑所得(公的年金等以外)に関する事項  
雑所得(公的年金等以外)がある方は、種類、所得の生ずる場所、必要経費を記入してください。
- 総合譲渡・一時所得の金額に関する事項  
総合課税の対象となる譲渡所得(土地、建物等の分離課税となる譲渡は除く)及び一時所得の内訳を記入してください。
- 事業専従者に関する事項  
事業所得があり、専従者がいる場合は、氏名、続柄、生年月日、月数、専従者給与(控除)額を記入してください。
- 別居の扶養親族等に関する事項  
扶養親族が市外に住所を有する場合は、住所、氏名を記入してください。
- 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項  
控除を受けようとする場合は記入してください。
- 寄附金に関する事項  
寄附先の区分ごとに寄附金を分けて記入してください。

**給与所得の求め方**

給与収入金額(円)	給与所得金額(円)	給与収入金額(円)	給与所得金額(円)
～ 550,999	0	1,628,000～1,799,999	(収入額÷4=A)×2.4+100,000
551,000～1,618,999	給与等の金額から550,000円を控除した金額	1,800,000～3,599,999	A×2.8-80,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000	3,600,000～6,599,999	千円未満の収入額×0.9-1,100,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000	6,600,000～8,499,999	収入額-1,950,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000	8,500,000～	
1,624,000～1,627,999	1,074,000		

給与の収入金額の合計を「カ」の欄に記入し、上記の式で計算した所得を⑥の欄に記入してください。

**公的年金等の所得の求め方** 単位：(円)

65歳未満(昭和32年1月2日以後に生まれた方)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額		
	10,000,000以下	10,000,001～20,000,000以下	20,000,001から
～ 1,300,000	収入額-600,000	収入額-500,000	収入額-400,000
1,300,001～4,100,000	収入額×75%-275,000	収入額×75%-175,000	収入額×75%-70,500
4,100,001～7,700,000	収入額×85%-685,000	収入額×85%-585,000	収入額×85%-485,000
7,700,001～10,000,000	収入額×95%-1,455,000	収入額×95%-1,355,000	収入額×95%-1,255,000
10,000,001～	収入額-1,955,000	収入額-1,855,000	収入額-1,755,000

**公的年金等の所得の求め方** 単位：(円)

65歳以上(昭和32年1月1日以前に生まれた方)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額		
	10,000,000以下	10,000,001～20,000,000以下	20,000,001から
～ 3,300,000	収入額-1,100,000	収入額-1,000,000	収入額-900,000
3,300,001～4,100,000	収入額×75%-275,000	収入額×75%-175,000	収入額×75%-70,500
4,100,001～7,700,000	収入額×85%-685,000	収入額×85%-585,000	収入額×85%-485,000
7,700,001～10,000,000	収入額×95%-1,455,000	収入額×95%-1,355,000	収入額×95%-1,255,000
10,000,001～	収入額-1,955,000	収入額-1,855,000	収入額-1,755,000

**事業専従者控除について**  
あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族のうち、あなたの事業に昨年1年間のうち6か月を超える期間専ら従事していた人(事業専従者)について事業所得から次の額を控除することができます。控除額は次の①②の算式で計算したいずれか少ない方の金額です。

① 配偶者の場合は86万円 その他の人は1人について50万円  
② 事業に係る所得金額÷(事業専従者+1)

なお、事業専従者とした人は配偶者控除、扶養控除の対象とすることができません。